

平成25年度

教育指導事業

評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	学校教育課		担当者	米森 孝代		
根拠法令等						
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理					
政策	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり		施策	人権尊重		
			小施策	人権に対する正しい認識と理解の促進		
一体化躍動プラン						
重点施策						
予算科目等	会計	一般会計				
	款	教育費	項	教育総務費	目	教育振興費
	事項	教育指導費		細事項	教育指導費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	人権に対する正しい認識と理解を深めるための諸研修、会合等に参加し、各学校への指導に生かす。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	人権教育推進団及び人権教育に係る教職員等				
	手段（市がどのような活動をするか）	人権に関する講演会及び各種会合への参加				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	人権に対する正しい認識と理解を深め、実践事例や研修内容を各学校の研修に活用し、教職員および児童生徒等の人権意識を高めることを目的とする。				
	事業開始年度	平成17年度				
		指標名		目標値	目標年度	
	活動指標 成果指標	人権に関する職員研修の参加者数		420人	—	
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	170	202	213	211	211
	旅費	2	38	39	37	37
	負担金	8	4	14	14	14
	補助金	160	160	160	160	160
	人権教育推進補助金	160	160	160	160	160
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	170	202	213	211	211
	要員配置状況	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
職員	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
嘱託員						
臨時職員等						
活動実績・計画	377人	344人	360人	380人	400人	
成果指標の推移	—	—	—	—	—	
特筆すべき事項等	特になし					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) 地区研修会への参加は、職員の資質向上のため妥当である。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 市が参加することが、最も効果的である。
効率性	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 必要最低限の経費である。
	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 各研修会への出席予定数は1名ずつとした。業務の日程によっては出席できない会合もあるが、最低限の回数で見積もっている。
有効性	成果の達成度 ☐ 達成度はかなり高い ☒ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) 各学校における職員研修等での講師派遣要請回数等から判断した。
	成果の向上余地 ☐ 余地がかなりある ☒ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) 教職員や児童生徒の人権意識高揚を目的とした研修会において新しい情報を得たり、事例を学んだりすることで、各学校へ還元することができる。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向の理由 各研修会は、人権問題の現状や課題を踏まえ、学校・家庭・地域が共に人権感覚の豊かなこどもたちを育てていくという視点で講演や実践発表、研究協議が行われている。夏季休業中に「人権・同和教育」をテーマとした職員研修はほとんどの学校で毎年計画されているので、研修会で学んだ成果を学校教育や社会教育のなかで普及していく機会となっている。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 特になし

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名	学校教育課	担当者	米森 孝代								
事務事業名	人権教育推進補助金										
根拠法令	人権教育推進補助金交付要領										
補助経過年数	21年以上										
平成25年度 予算額	160 千円	<table border="1"> <tr> <th>国県支出金</th><th>その他</th><th>一般財源</th><th>その他の内容</th></tr> <tr> <td>千円</td><td>千円</td><td>160 千円</td><td></td></tr> </table>	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容	千円	千円	160 千円		
国県支出金	その他	一般財源	その他の内容								
千円	千円	160 千円									
	指標名	目標値	目標年度								
成果指標①	総会、研修会、講演会の開催回数	8回以上（4地区）	平成25年度								
成果指標②	研修及び講演会地域住民の参加者数	合計420人以上	平成25年度								
補助対象者	樋脇・入来・祁答院地域人権同和教育研究会、東郷地域人権同和教育部会										
補助対象経費	講演会開催に要する経費										
補助対象事業・活動の内容	人権教育に関する講演会										
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他									
補助金額又は補助率	対象経費の合計額（千円未満切り捨て）とし、1申請者当たり4万円を限度とする。										
補助金額又は補助率の積算方法	人権教育に係る講演会開催に必要と思料される経費として積算。										
補助 過 去 3 カ 年 の 決 算 状 況 等 の	項目	平成22年度		平成23年度		平成24年度					
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）				
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%			
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%			
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%			
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%			
		市補助金	160,000	100.0%	160,000	100.0%	160,000	100.0%			
		雑入（預金利子）	2	0.0%	3	0.0%	7	0.0%			
		（前年度繰越金）		0.0%	9	0.0%	9	0.0%			
		計	160,002	100.0%	160,012	100.0%	160,016	100.0%			
	支出	事業費	152,171	95.1%	147,719	92.3%	153,022	95.6%			
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%			
		その他事務費	7,822	4.9%	12,284	7.7%	6,985	4.4%			
				0.0%		0.0%		0.0%			
				0.0%		0.0%		0.0%			
				0.0%		0.0%		0.0%			
		（翌年度繰越金）	9	0.0%	9	0.0%	9	0.0%			
		計	160,002	100.0%	160,012	100.0%	160,016	100.0%			
	支出計/前年度支出計				100.0%		100.0%				
	自己資金/前年度自己資金				#DIV/0!		#DIV/0!				
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%					
交付件数		4件		4件		4件					
成果指標の推移①		5回		8回		8回					
成果指標の推移②		411人		377人		344人					
特記すべき事項等	①平成21年度から、事業内容の見直しにより、講演会開催費として各研究協議会に一律4万円ずつ、計16万円を講演会開催補助金として交付している。										

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	各地域で開催された人権教育講演会は、各地域の教職員及び地域住民の人権教育の充実に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	各地域の人権教育の充実にために、学校及び家庭、地域住民が参加できる人権教育講演会を開催するために要する補助金が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	人権教育推進補助金交付要領に、人権教育推進補助金の効果として、人権教育講演会の参加者数を用いて測定することを定めている。各地域の人権教育講演会には、学校及び家庭、地域から多くの参加を得ている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	各地域の実態に応じた計画を作成する必要から、各地域に事務局を設置している。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	講師要請や人権教育講演会に要する補助金は、妥当であると思われる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	平成21年度から補助金を減額した。本年度は平成22年度以降を踏襲した補助額となっている。今後、段階的に見直していくことを検討する。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該補助事業以外に、各地域の団体が活動することはない。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	本事業の性格上、現在の手段が最も妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	本事業の目的上、公費を充てることが妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価 (一次)結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 休止 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 廃止
	上記方向の理由 人権教育に関する各地域の研修会や講演会を充実させるため、代議員会等を通して年間の計画や予算の配分を工夫し運営されている。昨年度より参加者が増えている地域もある。補助金は平成21年度から大幅に減額されたが、講師の選定を工夫し、地域ぐるみで人権教育の推進を行っている。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 ・PTA教育講演会等への吸収等ができないか。 ・1申請当りの限度額4万円の減額はできないか。

人権教育推進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる人権教育推進補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 人権教育推進補助金に係る補助事業等は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 人権教育推進補助金の交付を申請した樋脇地域人権同和教育研究会、入来地域人権同和教育研究会、東郷地域人権同和教育部会、祁答院地域人権同和教育研究会（以下「補助事業者等」という。）が、人権教育の推進を図ること。
- (2) 補助事業者等は、各地域内の小中学校教職員で組織し、会長は各地域内の校長が務めること。

(補助金の額)

第3条 人権教育推進補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、1申請者当たり4万円を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 人権教育推進補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 講演会の開催に要する経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 人権教育推進補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年7月31日とする。

(交付の基準)

第6条 人権教育推進補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該申請者に人権教育推進補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第7条 人権教育推進補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 人権教育推進補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、講演会の参加者数を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第9条 人権教育推進補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

（見直し期間）

- 2 人権教育推進補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、毎年度検討を行い、その結果に基づいて、翌年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。